

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、木田郡二股土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）熊田地区）を行うことについて平成30年12月21日適当と決定した。

その関係書類を三木町産業振興課において平成31年1月11日から同月31日まで縦覧に供する。

平成31年1月4日

香川県知事 浜 田 恵 造